

釜石市告示 133 号

令和 4 年 5 月 24 日に、下記森林に関して定めた経営管理権集積計画を取り消したため、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 9 条第 1 項の規定により告示する。

令和 4 年 11 月 21 日

釜石市長 野 田 武 則



記

1 経営管理権集積計画を取り消した森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	備考
C-32	釜石市栗林町第 5 地割 22 番地 2	331 林班 7 小班 2 施業班	山林	1.30	

2 経営管理権集積計画を取り消した理由

集積計画に基づいて示された施業方法に同意せず、独自に経営管理を希望するため。